

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

結婚した昭和45年5月から国民年金保険料を納付しており、当時、義父が経営していた事業所で経理を担当していたので、義父母の分と一緒に保険料をA銀行B支店の小切手で自分が納付していた。経営状態は悪くなく、保険料を納められない状況ではなかった。

保険料の納付の事実が確認できるその当時のものは何も無いが、未納にした覚えが無く、納付していたはずであるので、申立期間について国民年金の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、保険料の前納制度を複数回利用するなど、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人はA銀行B支店の小切手により、保険料を納付したとしており、同銀行同支店では、申立期間当時、小切手により保険料を納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は申立期間の保険料を申立人の義父母の保険料と一緒に納付したとしており、申立人の義父母は、申立期間について、保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入して以来、国民年金保険料はずっと未納無く納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ3か月間と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険に加入している申立人の夫との婚姻後、間もなく国民年金に任意加入していることから、国民年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間前後の期間が納付済みとされているのに、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、A市における申立期間の保険料の納付方法は、当時、納付書により金融機関で納付していたとする申立人の記憶と矛盾は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から49年3月まで
② 昭和61年4月及び同年5月

申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦分一緒に3か月に1度ぐらい市役所の窓口で納付していた。

納付金額についての記憶は無いが、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の主張は、申立期間の保険料を現年度納付していたとするものであるが、申立期間①直後の昭和49年4月から51年3月までの保険料は過年度納付していることから、その主張は不自然である上、社会保険庁が保管する国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は51年4月から同年5月までの間に行われたものと推定され、この時点では申立期間①は既に時効のため、53年7月から55年6月まで実施された第3回特例納付を利用してさかのぼって納付する以外に納付する方法は無く申立人の主張と異なる。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

2 申立人の国民年金保険料について、夫婦分併せて納付していたとする申立人の妻は、自身の国民年金加入期間の保険料については申立期間②を除き未納とされている期間は無く、かつ、その期間も2か月間と短期間であること

から、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の妻は、申立人の保険料の納付についても、申立人の国民年金被保険者資格取得以降は未納無く保険料を納付してきたことから、申立期間②についてのみ夫婦共に未納とされているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

58歳の時、「年金のお知らせ」が社会保険庁から届き、年金額を調べてもらった際、納付記録に未納期間があることを知った。国民年金保険料は妻が私の分も一緒に集金に来ていた町内役員に納付していたのに、妻のみが納付済みになっている。私の分が未納になっているのは、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っており、国民年金に対する意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は厚生年金保険資格喪失直後に当たるものであるが、申立人は自分でA町役場に行き、被保険者資格の取得をしたとしており、社会保険庁の記録においても昭和49年10月に資格の取得が確認できる。

加えて、申立人の国民年金保険料は申立人の妻が夫婦分を一緒に納付していたとしており、申立期間について、その妻は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

私は、昭和41年ごろ、集金人に勧められてA市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を納付した記憶がある。当時から、国民年金に加入するのが義務だと思っており、申立期間について保険料を納付していたはずなので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）297か月のうち申立期間の15か月を除く282か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和41年9月5日）及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日（昭和41年9月6日）から、申立人は、昭和41年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、41年ごろにA市役所で加入手続を行ったとする申立人の説明と一致する。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、その当時、A市役所では、過年度納付書を作成していたこと、及び市役所内の金融機関で国庫金（過年度保険料）を取り扱っていたことが確認でき、加入手続と併せて、A市役所で申立期間の保険料を納付したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、加入手続後の昭和41年10月に、同年4月から同年10月までの現年度保険料を納付したことが確認できることから、申立人が加入手続時に納付したとする保険料は現年度保険料ではなく、過年度保険料であったことが推認される。

そのほか、申立人が所持する「納付書・領収証書」により、申立人は、昭和46年10月に、43年3月の国民年金保険料を特例納付したことが確認できるが、

ほかにも保険料の未納期間があったにもかかわらず、当該1か月の保険料のみ特例納付したとするのは不自然であり、当該特例納付が行われた時点では、申立期間の保険料は納付済みと記録されていた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、A市B区に転入後、個人商店に勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金保険料を同区内にあったC銀行D支店で納付し続けていた記憶がある。

また、昭和52年6月及び同年7月の保険料については、納付記録が追加処理されたが、申立期間の保険料についても納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月の国民年金加入から現在に至る国民年金加入期間のうち、申立期間の3か月を除いたすべての期間の保険料を納付している上、49年6月から平成14年2月までの間は、昭和53年度を除き付加保険料も納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間中の昭和53年9月に、A市からE市へ転居しているなど、複数回の転居歴があるが、申立人が所持している年金手帳及び社会保険庁が保管している被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録から、申立人は、その都度、国民年金の住所変更の手続を適正に行ったことが確認でき、国民年金制度への理解が深かった状況がうかがえる。

さらに、記録で確認できる限り、昭和49年5月の国民年金加入から平成14年2月までの保険料は、付加保険料の納付記録の無い昭和53年度を含め、申立期間を除きすべて現年度納付されており、申立期間の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

加えて、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたとするC銀行D支店（現在は統廃合により廃止）が存在したことが確認でき、申立人の説明の信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

会社を辞めてから結婚するまでは両親が、結婚後は私が、国民年金保険料を納付していた。保険料の納付事実が確認できる領収書等の資料は無いが、納付したことは間違いないので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に国民年金に加入して以降、現在に至るまで、申立期間の3か月を除いてすべての保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間中の昭和54年3月に婚姻し、転居しているが、これに伴う住所・氏名変更及び任意加入への資格種別変更手続を適切に行っていることが、申立人の国民年金手帳から確認でき、年金制度への理解が深かったことがうかがえる。

さらに、A市が保管する被保険者名簿により、申立人は、申立期間の直後の昭和54年度の国民年金保険料を昭和54年4月28日に前納したことが確認でき、その時点で現年度納付することが可能であった申立期間の保険料を未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月及び同年11月

私が結婚するために仕事を辞めてから、父親がA町役場へ行き国民年金の加入手続を行ってくれた。結婚する前に、父親から「2か月分納付してあるから。」と言われて国民年金手帳をもらい、その内容を確認せずに嫁ぎ先の父親に渡した。子供のためにはどんなことでもきちんとやってくれる父親であり、私の保険料を絶対納付していたと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和45年11月29日に婚姻しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出記録、国民年金手帳の記載内容などから、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の婚姻前に行われたことが確認でき、婚姻前に申立人の父親が加入手続を行ったとする申立人の説明と一致する。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、すべての期間の保険料を納付している上、申立人が婚姻前に同居していたその母親、兄、姉もすべての期間の保険料を納付しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、申立人の父親が、申立人の加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

結婚後は、私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間についても、役所から届いた納付書により銀行で納付していた。納付書が届けば必ず納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間のうち申立期間を除く期間の保険料をすべて納付している。

また、A市の昭和51年度の国民年金保険料の収滞納一覧表及びB市の被保険者名簿により確認できる限り、昭和51年4月から同年12月までの期間及び52年7月から60年11月までの期間は、申立人夫婦の保険料の納付日が同一であることが確認できるほか、申立人が居住していたA市では、申立期間当時、保険料を納付書で徴収していたことが確認でき、夫婦二人の保険料を納付書により一緒に納付していたとする申立人の説明の信ぴょう性が裏付けられる。

さらに、社会保険庁の記録で確認できる限り、申立人夫婦は共に、申立期間を除く昭和49年度から58年度までの国民年金保険料をすべて現年度納付したことが確認でき、申立期間の3か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

結婚後は、私か妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間についても、役所から届いた納付書により銀行で納付していた。納付書が届けば必ず納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間のうち申立期間を除く期間の保険料をすべて納付している。

また、A市の昭和51年度の国民年金保険料の収滞納一覧表及びB市の被保険者名簿により確認できる限り、昭和51年4月から同年12月までの期間及び52年7月から60年11月までの期間は、申立人夫婦の保険料の納付日が同一であることが確認できるほか、申立人が居住していたA市では、申立期間当時、保険料を納付書で徴収していたことが確認でき、夫婦二人の保険料を納付書により一緒に納付していたとする申立人の説明の信ぴょう性が裏付けられる。

さらに、社会保険庁の記録で確認できる限り、申立人夫婦は共に、申立期間を除く昭和49年度から58年度までの国民年金保険料をすべて現年度納付したことが確認でき、申立期間の3か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、その当時に納付していたはずである。仮に未納であったとしても、昭和50年ごろに特例納付を行い、過去のすべての未納保険料の納付を希望し、実際に納付したのに、どうして未納の期間が残っているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足以降、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）300か月のうち、申立期間の12か月を除く288か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和45年8月に婚姻して以降は、任意加入して国民年金保険料の納付を継続していたほか、第2回特例納付により、過去の未納保険料をさかのぼって納付しているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間を含む昭和36年4月から44年9月までの保険料は、申立期間を除きすべて現年度納付されていること、及び申立期間の直前の昭和41年度の保険料は前納されていることが確認でき、申立期間の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年8月から38年3月まで
③ 昭和39年1月から43年3月まで
④ 昭和47年2月及び同年3月

友人に国民年金に加入した方が良いと勧められ、夫と一緒に加入手続きを行い、保険料は、私が夫婦二人分をA市B区役所C支所やD町役場で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫の国民年金手帳記号番号と連番で同一日（昭和37年2月22日）に払い出されており、夫婦と一緒に国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の説明と一致する。

また、申立人は、夫婦の国民年金保険料は申立人が納付していたとしており、社会保険庁の記録では、加入当初の昭和36年度の保険料は未納、38年度は納付が9か月、39年度から42年までは未納と、夫婦が同様の納付状況であるにもかかわらず、37年度のみ、申立人が納付4か月、その夫が納付6か月と異なっているのは不自然である。

2 一方、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間③の期間中である昭和39年12月に「不在被保険者」、44年3月に「住所確認」と記載されている。申立人は、この原因について、その当時に住所を頻繁に移していたからではないかとしており、行政が申立人の住所を把握していない、この期間については、申立人が保険料納付のために、A市B区役所C支所やD町役場を訪れたとは考え難い。

さらに、申立人の所在が確認された時点では、申立期間③のうち昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、その当時、印紙検認方式により納付した記憶しか無く、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

次に、申立期間④について、申立人の被保険者台帳では、過誤納付（厚生年金保険加入期間に国民年金保険料を納付）された昭和 47 年 9 月の国民年金保険料が、48 年 1 月に、申立期間④の前月の 47 年 1 月の保険料として充当されたことが記録されており、また、充当後の差額が申立人に還付されたことが社会保険庁の還付整理簿により確認できる。

このことから、申立期間④を含む昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月の保険料が 48 年 1 月の時点で未納であったことが推認され、保険料充当後の差額の還付を受けた申立人もそのことを認識していたものと考えられる。

さらに、上記の国民年金保険料の充当が行われた時点では、申立期間④の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その当時、印紙検認方式により納付した記憶しか無く、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間④について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の父親が国民年金の加入手続を行い、A市B区役所で保険料を納付していたと聞いている。私が結婚した後に、父親から「結婚した時まで保険料は納付してある。」と言われて、国民年金手帳を受け取ったことを覚えている。

また、国民年金の資格喪失日が昭和38年3月17日となっており、その翌日の3月18日に結婚式を挙げているが、夫の被扶養者となったのは38年4月であり、38年3月も保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人及びその姉の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月3日に連番で払い出されており、申立人の姉は、国民年金の加入手続を行ったことは無いとしていることから、申立人の父親が、36年3月ごろに、申立人及びその姉の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人及びその姉の昭和36年度の国民年金保険料は納付されており、これは、申立人の父親が納付したものと考えられる。その後、申立人の姉は、昭和37年4月1日に国民年金の資格(強制加入)を喪失しているが、これは、共済組合員の妻であった申立人の姉は国民年金の強制加入に該当しないことに気付いた申立人の父親が資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

以上のことから、申立人の父親は、任意加入の対象者であった申立人の姉については、資格喪失の手続を行ったが、強制加入対象者であった申立人については、引き続き保険料を納付する意思があったものと考えられ、昭和36年度の保険料を納付したにもかかわらず、以後の保険料を納付しなかったとするの

は不自然である。

一方、申立人は、昭和 38 年 3 月 17 日に国民年金の資格（強制加入）を喪失している。これは、申立人が共済組合員と婚姻することから、申立人の父親が、申立人の姉の際と同様に、資格喪失の手続を行ったものと推認され、申立期間のうち無資格期間である 38 年 3 月の保険料については納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和 38 年 3 月の国民年金保険料を、申立人の父親が納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無いほか、申立人の父親が死亡しているため、保険料納付の状況について確認することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私は、昭和55年にA市役所の窓口で、過去に未納となっていた保険料をさかのぼって納めた。その金額は数十万円だった。

また、この時は男女2名の職員が対応してくれ、男性は40歳代で背が高く、女性は中肉中背の30から40歳代で眼鏡をかけていたことを記憶している。

さらに、私はこの時、職員に未納が無くなったことを念押しして確認したので、今となって未納があることは信じられない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いものの、申立期間が未納となっていることに、どうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から国民年金に加入しており、申立期間及び厚生年金保険被保険者期間を除いて、未納は無い。

また、社会保険庁の申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和36年4月から39年2月までの保険料を55年3月8日に、39年3月から43年1月までの保険料を納付日は不明であるが、それぞれ特例納付していることが確認できる。

さらに、申立期間直前の昭和42年4月から43年1月までについて、社会保険庁のオンライン記録では未納となっていたが、当委員会への申立て後に、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳の備考欄に記されている特例納付対象期間の記録が昭和39年3月から43年1月までとなっていることや、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されていたことが判明したため、現在は納付済みに訂正されている。このことから、

申立人の納付記録について行政機関の管理が不適切であったことがうかがえる。

加えて、申立期間直後の昭和44年4月から同年9月までについては、平成4年12月に厚生年金保険との重複納付が判明し、保険料が還付されており、前述した申立期間直前の期間についても申立人は保険料を納付していることから、これらの期間に挟まれる申立期間についても、申立人は保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年12月まで

申立期間当時、父親が自営業者であり、母親と私、妻、私の弟の4人が従業員として働いていた。家族の国民年金保険料については、店の経理をしていた両親が各人の給与から保険料を差し引き、私の妻又は母親が5人分を一緒に納付していた。このため、申立期間について未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立人は、申立期間当時、店の経理をしていたその両親が、店で働いていた家族（申立人夫婦、申立人の両親、申立人の弟）の各人の給与から国民年金保険料を差し引き、申立人の妻又は申立人の母親が5人分を一緒に納付していたと主張している。これについて、申立人が申立期間当時から居住しているA市が作成した納付データ明細表（記号番号順）の申立期間の直前の期間（昭和53年4月から56年9月まで）を見ると、5人の保険料納付日が同日であることから、申立人の主張には合理性が認められる。

さらに、申立期間の5人の保険料納付状況について社会保険庁の記録を見ると、申立人の母親は納付済み、申立人夫婦及び申立人の父親は未納、申立人の弟は昭和56年10月から57年3月までは納付済みであるものの、57年4月から同年12月までは未納と区々となっており、前述の5人の保険料納付状況から考えて不自然な記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年12月まで

申立期間当時、義父が自営業者であり、義母と夫、私、義弟の4人が従業員として働いていた。家族の国民年金保険料については、店の経理をしていた義父母が各人の給与から保険料を差し引き、私又は義母が5人分を一緒に納付していた。このため、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立人は、申立期間当時、店の経理をしていたその義父母が、店で働いていた家族（申立人夫婦、申立人の義父母、申立人の義弟）の各人の給与から国民年金保険料を差し引き、申立人又は申立人の義母が5人分を一緒に納付していたと主張している。これについて、申立人が申立期間当時から居住しているA市が作成した納付データ明細表（記号番号順）の申立期間の直前の期間（昭和53年4月から56年9月まで）を見ると、5人の保険料納付日が同日であることから、申立人の主張には合理性が認められる。

さらに、申立期間の5人の保険料納付状況について社会保険庁の記録を見ると、申立人の義母は納付済み、申立人夫婦及び申立人の義父は未納、申立人の義弟は昭和56年10月から57年3月までは納付済みであるものの、57年4月から同年12月までは未納と区々となっており、前述の5人の保険料納付状況から考えて不自然な記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年8月まで

私は申立期間当時、義兄の会社に勤めていたが、会社で厚生年金保険に加入していることを知らなかったため、町内会で国民年金加入を勧められたため加入し、婦人会の集金で保険料を納付していた。この時、私は国民年金手帳を持っておらず、婦人会の集金の際には升目のついた紙に押印してもらっていた。このため、厚生年金保険と重複して保険料を納付しているため、重複分を還付してほしい。

また、昭和40年8月については、この月に夫と一緒に義兄の会社を退職したため国民年金保険料も共に納付したはずである。これにもかかわらず、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月28日に夫婦連番で払い出されているものの、資格取得日は申立人が40年9月14日、申立人の夫が40年8月23日であることから、申立人は申立期間のうち同年8月について国民年金に未加入ということとなる。

しかし、申立人及びその夫は、義兄が経営する事業所を退職し、厚生年金保険加入資格を昭和40年8月23日に共に喪失している。

また、申立人及びその夫は厚生年金保険資格喪失日から国民年金の強制加入者に該当し、申立人のみ除外される合理的な理由も無いことから、申立人のみ資格取得日が40年9月14日となることは不合理である。

これらのことから考えると、申立人は、申立期間のうち昭和40年8月に

ついて保険料を納付することが可能であったと考えられ、申立人の夫は同月の保険料が納付済みとなっている。

- 2 申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 40 年 7 月までについて、申立人は、その当時には国民年金手帳を所持しておらず、婦人会が保険料を集金した際には升目のついた紙に押印していたと主張している。これについて、A 市を合併した B 市へ照会したところ、その当時には A 市では国民年金手帳を市役所で保管しており、また、婦人団体が保険料を収納していたことが確認されたため、申立人の主張と一致する。

しかし、昭和 40 年 7 月以前から継続して国民年金に加入していたのであれば、申立人の住所や納付方法等に変化が無いにもかかわらず、同月に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されるのは不自然であり、申立人の国民年金手帳記号番号について前述した番号以外に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、資格取得日も前述のとおり 40 年 8 月 23 日であると推認される。このため、資格取得日前について、申立人は国民年金へ加入していないこととなり、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、昭和60年11月1日に子会社A社で資格取得しているが、昭和43年からB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された出向辞令及びB社から提出された在籍証明書、賃金台帳等により、申立人がB社及び同社の子会社に継続して勤務し（昭和60年10月1日に子会社C社から子会社A社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年10月の賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び同年11月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を保管しており、申立人の被保険者資格取得手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和60年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和60年10月分の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和46年9月23日及び48年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年9月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が昭和46年9月23日から48年8月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。

また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から48年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年8月20日に、資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、昭和36年8月から同年9月までを1万8,000円、同年10月から37年9月までを2万4,000円、同年10月から38年9月までを2万8,000円、同年10月から39年5月までを3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月20日から39年4月1日まで
② 昭和39年4月1日から同年6月28日まで

私は、昭和33年にA社に入社し、B支店に配属された。その後36年8月の辞令により同社本部、デパート係所属となったが勤務場所はB支店のままであった。39年4月に再びB支店所属に戻ったが39年6月28日までの期間が空白となっている。平成8年1月に定年退職をするまで同社で勤務しており、途中退職はしていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務（昭和36年8月5日に同社B支店から同社本部、デパート係に異動、39年4月1日に同社本部、デパート係から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、36年8月から9月までを1万8,000円、36年10月から37年9月までを2万4,000円、37年10月から38年9月までを2万8,000円、38年10月から39年5月までを3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①について、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年8月から39年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から45年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日の記録を44年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、昭和44年9月を2万4,000円、同年10月から45年9月までを4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月20日から同年6月1日まで
② 昭和44年6月1日から45年10月1日まで

B社については昭和44年4月20日から同年6月1日まで、A社については昭和44年6月1日から45年10月1日までの期間において厚生年金記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(当初、申立期間③として昭和46年3月1日から同年4月1日までを申し立てていたが、46年3月3日にC社で厚生年金被保険者資格を取得していることから削除した。)

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社における申立人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の喪失日は、昭和44年4月20日で一致しており、申立人が同社に勤務していたとはうかがえないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、事業主により申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人のA社における雇用保険被保険者の資格取得日が昭和44年9月1日であり、同社の元同僚は、「申立人は約2年間、A社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間②のうち昭和44年9月1日以降は同社において勤務していたものと推認できる。

また、元同僚は、「申立人はA社の正社員であり、同社において正社員は入社時から厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

さらに、A社の事業主は、「社員には、入社時から厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち昭和44年9月1日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、昭和44年9月を2万4,000円、同年10月から45年9月までを4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は昭和45年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年9月から45年9月までの保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 20 日から 38 年 9 月 12 日まで

私は、A社で昭和 34 年 3 月から 38 年 9 月まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。この期間の脱退手当金が支給済みとなっているが、私は病気で入院していたため、脱退手当金を受け取った覚えは無い。

また、被保険者証は、会社に交付を請求したが、交付してもらえなかった。

脱退手当金の支給を受けた記憶は無いので、年金に反映する期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の末期の部分に一部重複するB社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立期間である被保険者期間と未請求となっている被保険者期間は、同一の厚生年金保険記号番号であることから、申立期間のみを請求し、未請求となっている被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の約5か月後の昭和39年2月22日に、満20歳到達と同時に国民年金に加入した以後、62歳になるまで国民年金及び厚生年金保険に隙間なく加入し、国民年金保険料を継続して納付しており、申立人の年金に対する意識の高さを考慮すると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるが、脱退手当金を受給した記録が無い同僚についても、厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示が確認される者がいることから、申立人の厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示があることをもって、脱退手当金を受給しているとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年12月まで

私の国民年金保険料は、20歳の時から漏れなく納付していた。夫の分と一緒に、遅れること無く集金人に納付していた記憶がある。領収書等の資料は無いが、納付していたのは間違いないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和44年2月であり、これを基準とすると申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、昭和44年1月以降の検認印しか無く、これは申立人の社会保険庁の記録とも一致しており、不自然な点は見当たらない上、申立人は、当時、遅れること無く集金人に対し保険料を納付していたとのことから過年度納付の可能性も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、婚姻届を行った時に、今なら20歳までさかのぼって納付することができると聞き、まとめて納付したはずである。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳発行日及び国民年金手帳記号番号払出日から、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は昭和47年2月に行われたものとみられ、このころ実施されていた第1回特例納付及び過年度納付により、申立人は申立期間すべてについて国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人、申立人の妻共に、申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付場所、納付時期のほか、実際に納付を行った者についても記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付があったことをうかがい知ることができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付した可能性があるとする申立人の父親も既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付の状況について確認することができない。

このほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで

申立期間については、会社を辞めて結婚し、父親の事業を手伝っている時期だった。当時、つわりがひどかったので私の代わりに父親が市役所に行って、「お前の年金を払ってきたから。」と私に言った記憶があるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月ごろに払い出されており、このころに申立人の父親は申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時期を基準にすると、申立期間は特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、この時期は第2回特例納付の実施期間であったが、当時、申立人と同居していた申立人の母親及び申立人の夫から申立人を通して事情を確認したものの、当時の記憶は明確でなく、申立人の父親が特例納付したことをうかがわせる事情は確認できない。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から39年3月まで
20歳(昭和36年)のころは、住み込みで働いていた。当時の事業主の妻に聞いたところ、申立期間については、事業主の妻が私の保険料を集金人に納めてくれていたとのことであり、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする事業主の妻が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和40年1月5日であり、事業主の妻はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準にすると申立期間のうち37年9月以前の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間のうち昭和37年10月から39年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったが、申立人の事業主の妻には過年度納付についての記憶は無い上、当時、A市では、集金人は過年度保険料の収納を扱っていない。

加えて、A市において国民年金推進員(集金人)制度が実施されたのは、昭和37年11月からであり、これ以前の保険料を集金人に納付したとする申立人の主張と相違する。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から平成元年12月まで

婚姻前に、妻がA区役所B支所に私の年金について相談に行き、昭和53年から未納になっている部分について、どうすればよいか確認したところ、B支所の男性職員に、さかのぼって納付すると40万円から50万円くらいになると言われた。当時、私は経済的に納付が難しかったため、妻が全額立て替えてくれて、B支所の窓口にて一括で納付してくれたことを、はっきりと覚えているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月ごろ払い出され、当該年金手帳はC区役所から発行されていることから、申立人の妻が相談に行ったとする場所(A区役所B支所)とは一致しない上、申立人は、このころ加入手続を行ったものとみられ、これは夫婦の婚姻後にあたる時期となり、婚姻前とする申立人の主張とは符合しない。

また、申立人の妻が納付したとする金額は、申立人の申立期間の国民年金保険料の合計額とは相違している上、同支所においては過年度保険料を取り扱っていないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの時期又は申立人の妻が納付したと記憶する婚姻前に同居していたとする時期は特例納付の実施時期ではないため、さかのぼって申立期間の保険料を一括で納付することはできず、払出日を基準とすると、申立期間の大半は時効により納付することができない期間となる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定

申告書、家計簿等)が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年3月まで

会社を退職後の昭和52年11月に、A区役所で国民健康保険と国民年金に加入する手続を同時に行い、その場で納付書の交付を受け、妻がB郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。その後二度にわたり申立期間に係る納付書が届いたが、加入時に間違いなく納付していたため、再度保険料を納めることはしなかった。領収証は引っ越し時に処分したため、納付を証明できる証拠は無いが、申立期間において未納となっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和52年11月に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出しは54年1月である。

また、同月に53年4月から同年12月までの保険料を一括して納付している上、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人夫婦はこのころに国民年金に加入したものとみられ、申立人夫婦の主張と相違する。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出時点を基準にすると、申立人夫婦がA区役所で交付されたとする納付書は過年度納付書となるが、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付場所、納付金額の記憶は鮮明であるものの、納付時期の記憶については、必ずしも明確ではない。

加えて、申立人夫婦が所持する当時の通帳、家計簿を確認したが、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年3月まで

夫が会社を退職後の昭和52年11月に、A区役所で国民健康保険と国民年金に加入する手続を同時に行い、その場で納付書の交付を受け、B郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。その後二度にわたり申立期間に係る納付書が届いたが、加入時に間違いなく納付していたため、再度保険料を納めることはしなかった。領収証は引っ越し時に処分したため、納付を証明できる証拠は無いが、申立期間において未納となっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和52年11月に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出しは54年1月である。

また、同月に53年4月から同年12月までの保険料を一括して納付している上、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人夫婦はこのころに国民年金に加入したものとみられ、申立人夫婦の主張と相違する。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号払出時点を基準にすると、申立人夫婦がA区役所で交付されたとする納付書は過年度納付書となるが、申立期間の保険料を納付したとする申立人は、納付場所、納付金額の記憶は鮮明であるものの、納付時期の記憶については、必ずしも明確ではない。

加えて、申立人夫婦が所持する当時の通帳、家計簿を確認したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から52年9月までの期間、61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から52年9月まで
② 昭和61年2月及び同年3月

私は60歳の時に社会保険事務所で年金相談を受け、申立期間が未納であることを指摘された。私の国民年金手帳には、申立期間に当たる国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日が記入され、A町のゴム印が押されており、この時期に被保険者資格を取得し、保険料は両親か元妻が納付してくれていたはずである。納付の事実が確認できる領収書等は残っていないが、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に他界していること、及び元妻についても事情聴取ができないことから、当時の状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出年月日は平成6年9月9日となっており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行い、申立期間については遡^{そきゅう}及して資格を取得したものとみられるが、この時期を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、この時期は特例納付の実施期間でもない。

さらに、申立期間のうち昭和61年2月及び同年3月については、申立人がこの期間の保険料を納付していたとするその元妻も未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の両親及び元妻が申立人の申立期間の保険料を納付したこと

を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から45年3月まで

母親から、毎月自宅を訪れていた50歳代ぐらいの市役所の男性集金人に勧誘され、私のために国民年金の加入手続をし、毎月200円を保険料として集金人に納付してくれていたことを聞いていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付していたとする申立人の母親は高齢で記憶が明確ではないため詳細が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、このほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和45年11月13日であり、これを基準とすると、申立期間の一部は特例納付によるほかは時効により納付できない期間となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をその母親が市役所の集金人に納付していた旨を主張しているが、上記の国民年金手帳記号番号払出日から判断すると、申立期間はすべて過年度納付及び特例納付期間となるため、集金人に納付することはできず、毎月納付したとする200円は申立期間の一部期間（昭和42年及び43年）に係る保険料月額であり、その主張は必ずしも合理的ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年4月及び同年5月
② 昭和54年4月から同年12月まで

申立期間①については、妻が昭和50年の夏ごろに妻の分と一緒に、A市役所で保険料を納めてくれた。納付金額や納付方法は記憶に無いが、未納となっているのは納得できない。

申立期間②については、領収書が2通あり、領収書の再発行をお願いしたことは無く、重複して保険料を納めているので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は(申立期間①)の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

また、申立人は、昭和50年6月にA市に転入し、申立人の妻が50年の夏ごろに住所変更手続と共に申立期間①の保険料を納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の変更後の住所欄には53年8月23日変更(A市のゴム印が押されている)と記載されている。このことから、申立人はA市に転入後、適切に国民年金関係手続を行わなかったものと推認され、申立人の妻が住所変更手続を行ったと推認される時期を基準にすると、特例納付によるほかは申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、遡^{そぎゅう}及して納付した形跡も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は国民年金保険料納付明細書兼受領書を2

通所持していることを理由に、申立人の妻が申立期間②の保険料を重複納付したとしているが、2通のうち1通には領収日記載の受領印が無い上、住所の記載及び収納年月日の記入も無いこと、及び2通の受領書の受領印が異なっていることから、発行者が異なるものと考えられる。

また、A市では、申立期間当時、婦人会を通じて保険料収納が行われており、その婦人会の役員が被保険者の個々の保険料徴収時に仮の受領書を交付していたとしていることから、1通は保険料収納を行っていた婦人会役員が発行したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、54年4月から同年12月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月及び41年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月
② 昭和41年4月から47年3月まで

結婚する前、父親は国民年金保険料を納付するのは国民の義務だからと言っており、私は、母親から国民年金保険料は納付してあるからと聞いていた。私は、加入手続及び保険料の納付等について一切関与していないため、詳細については、ほとんど分からない状態であるが、母親が保険料を支払ってくれていたはずなので、申立期間について、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和47年9月25日となっており、申立人の母親はこのころに申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間のうち、45年6月以前は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、昭和45年1月に婚姻し、A市からB市に転出していることから、A市に居住していた申立人の母親が、45年2月以降の保険料をB市において納付したとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から48年3月まで

昭和51年9月に結婚し、同年11月か同年12月ごろに市役所に私と両親の3人で行ったところ、市役所の職員が「今だったら特例で、今までの国民年金の未納分を納めることができ、20歳までさかのぼって支払える。この特例も今回が最後になる。」と言われた。それまでは一度も国民年金保険料を支払っていなかったが、将来年金がもらえないといけないとして、父親が市役所窓口で、私と妻の未納分を共に一括して納付してくれた。一括して納付した金額は覚えていないが、月500円ぐらいだったと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無いが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付実施期間中ではない上、申立人が申立期間の保険料を納付したとするA市及びその庁舎内の金融機関では、特例納付に係る保険料の収納を行うことは無かったとしており、申立人が特例納付により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、同時に保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間（昭和46年4月から52年3月まで）をも加味すると、申立人が申立期間の保険料を第3回特例納付実施期間中（昭和53年7月から55年6月まで）に納付したことが考えられるが、この場合であっても、当該保険料は、月4,000円であり、申立人が納付したと主張する月500円ぐらいと相違する。

加えて、社会保険庁の記録では、第3回特例納付実施期間の直前において、申立人は、昭和48年度から52年度までの保険料が納付済みであり、申立人は30歳であったことから、申立人が60歳までに受給権を確保するために必要な月数300か月の保険料納付は十分可能であり、申立人の父親から特例納付の申出が無かったと考えることも不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年3月まで

私の夫から、昭和51年9月に結婚した祝いとして、夫の父親が私と夫の国民年金保険料の未納分を共に一括して納付してくれたと聞いていた。申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無いが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付実施期間中ではない上、A市及びその庁舎内の金融機関では、特例納付に係る保険料の収納を行うことは無かったとしており、申立人が特例納付により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に全く関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、社会保険庁の記録では、第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）の直前において、申立人は、昭和52年度の保険料が納付済みであり、29歳であったことから、申立人が60歳までに受給権を確保するために必要な月数300か月の保険料納付は十分可能であり、申立人の夫の父親から特例納付の申出が無かったと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年3月まで

平成8年4月に就職し、その後、母親と一緒にA市役所B出張所へ行き、国民年金の加入手続きを行い、未納分の保険料の計算をしてもらって、窓口で40、50歳代の男性に15万円ぐらい支払った。その後、年金手帳が送付されてきた。私と両親そろっての記憶で、はっきりしているので、申立期間について国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年5月22日に基礎年金番号が付番され、同月28日に年金手帳が交付されていることから、このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続きを行ったものとみられるが、この時点では、申立期間のうち7年2月及び同年3月は、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、平成10年1月12日に納付書が作成されていることから、保険料納付の勧奨を受けていたことがうかがわれ、8年4月に国民年金加入手続き後、保険料を納付したとする申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人が国民年金被保険者資格取得手続きを行ったとみられる平成9年5月の時点では、申立期間のうち、その時点では時効に到達していなかった7年4月から8年3月までの保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人が申立期間の保険料の納付先として主張するA市役所B出張所では、当時、国民年金被保険者資格取得手続きを行うことは可能であったが、過年度保険料の納付書発行及び同保険料の収納を行っておらず、申立人の主張とは相違する。

加えて、平成8年4月に就職（就職先では共済組合に加入）していることから、同時期に国民年金被保険者資格取得手続きを行い、申立期間の保険料を納付

したとする申立人の主張は不自然である。

このほか、基礎年金番号とは別に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料の集金人に付加保険料の納付を勧められ、月額400円を納付していた。友人も保険料を納付していたことを覚えている。付加保険料の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「集金人に勧められて月400円の付加保険料を納付していた。」と述べているが、一方で、付加保険料納付の申込書を書いた覚えは無く、付加保険料の納付開始時期及び納付終了時期についての記憶も曖昧であるなど、申立ての内容に関する記憶が不明確である。

また、申立人の友人は、「申立人が国民年金に任意加入し保険料を納付していたことは知っているが、付加保険料を納付していたかどうかについては知らない。」と述べている。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金情報検索システム共に、付加保険料の納付に関する記録は確認できず、ほかに申立人が付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年12月までの期間及び49年4月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から47年12月まで
② 昭和49年4月から51年6月まで

私たち夫婦は、婚姻後、A市B区役所から国民年金保険料を20歳からさかのぼって納付しなさいと言われ、二人で区役所に行き加入手続を行い、その後まとめて保険料をC郵便局で納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金に加入後、20歳までさかのぼって保険料を納付したとしていることから、特例納付により保険料を納付したと主張しているものと認められる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月に連番で払い出されており、この時期に加入手続が行われたものと推認されることから、申立人が主張する特例納付は第3回特例納付が該当する。第3回特例納付により申立人夫婦の申立期間（申立人86か月、その妻55か月）の保険料を特例納付した場合の保険料額は56万4,000円であるが、申立人は、納付したとする保険料の明確な記憶は無いが、そのような高額な保険料を納付した記憶は無いとしているほか、納付したとする時期についての記憶も明確でない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人夫婦の国民年金加入手続後、その時点で時効とならない期間（昭和51年7月から53年3月まで）の保険料を過年度納付（保険料額は申立人夫婦合計で7万8,000円）したことが確認でき、申立人がさかのぼって納付したと記憶する保険料はこの際のものであったとも考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年6月まで

私たち夫婦は、婚姻後、A市B区役所から国民年金保険料を20歳からさかのぼって納付しなさいと言われ、二人で区役所に行き加入手続を行い、その後まとめて保険料をC郵便局で納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金に加入後、20歳までさかのぼって保険料を納付したとしていることから、特例納付により保険料を納付したと主張しているものと認められるが、申立人は病気のため、その詳細について確認することはできない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月に連番で払い出されており、この時期に加入手続が行われたものと推認されることから、申立人が主張する特例納付は第3回特例納付が該当する。第3回特例納付により申立人夫婦の申立期間（申立人55か月、その夫86か月）の保険料を特例納付した場合の保険料額は56万4,000円であるが、申立人の夫は、納付したとする保険料の明確な記憶は無いが、そのような高額な保険料を納付した記憶は無いとしているほか、納付したとする時期についての記憶も明確でない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人夫婦の国民年金加入手続後、その時点で時効とならない期間（昭和51年7月から53年3月まで）の保険料を過年度納付（保険料額は申立人夫婦合計で7万8,000円）したことが確認でき、申立人がさかのぼって納付したと記憶する保険料はこの際のものであったとも考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年4月まで

私は、昭和36年2月に結婚し、区役所に行った時に国民年金に加入するように言われ、その後、36年4月から60歳まで保険料をすべて納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、A市B区役所に国民年金手帳を持って行き、現金で納付して国民年金手帳に押印してもらっていたとしているが、申立人が所持している国民年金手帳（昭和41年度から45年度まで使用するもの）には、昭和42年度から45年度まで印紙検認記録欄に押印が無い上、区役所を訪れていたのであれば、切り取られているはずの印紙検認台紙が残されており、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間は5年1か月と長期に及ぶほか、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和58年10月から59年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間①の保険料は、A市B区役所の職員が集金に来ており現年度納付した。申立期間②及び③の保険料は、納付書によりC銀行D支店で納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時の国民年金保険料は、集金人に納付し、国民年金手帳に押印してもらっていたとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録では、申立期間①の欄に検認印は無い。

また、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和57年度の欄に、「納付書送付」と記載されており、57年度の国民年金保険料は、申立期間②を除き現年度納付されていることから、被保険者台帳の当該記載は、申立期間②の保険料の過年度納付書を送付したことを示しているものと推認され、その時点では、申立人は、申立期間②の保険料が未納であったことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫も、申立期間の保険料は未納である。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年10月まで

私は、新聞で国民年金制度が発足したことを知り、また、A市B区役所から任意加入の案内が届き、申立期間当時、夫の被扶養者だったので、B区役所で任意加入の手続を行った。その際、12か月分の検認印欄がある、長方形のカードをもらい、保険料の集金の都度、領収印を押してもらった記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足当時に、A市B区役所で加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月にC県D町で払い出されており、申立期間当時にA市B区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は43年4月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った際、国民年金手帳は受領せず、検認印欄があるカードをもらったこと、集金人に保険料を納付し、その際カードに領収印を押してもらっていたことなどを説明しているが、その当時、A市では、国民年金手帳は本人保管で、保険料の納付は国民年金手帳による印紙検認方式であったこと、及び集金人制度が創設されたのは昭和37年10月であることが確認でき、申立人の説明と矛盾する。

さらに、申立人は、「申立期間当時、会社勤めをしている夫の被扶養者だったため、国民年金に任意加入した。」と述べているが、社会保険庁の記録では、

申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和47年1月に夫の勤務先が従業員の妻の福利厚生目的で募集したA信託銀行の「B年金」という金融商品に加入し、これにより国民年金に任意加入した。私はこの「B年金」の仕組みはよく分からないが、今、手元にある49年10月から50年2月までの夫の給与支払明細書によれば、給与から国民年金保険料という名目で毎月1,000円から3,000円が控除されている。その後、私は、59年4月に夫の転勤のためにC市からD市へ転居した。社会保険庁の記録によれば、私は59年4月10日に国民年金の資格喪失をしているとのことであるが、私は「B年金」から脱退した記憶は無いことから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和49年度の納付記録整理欄に同年4月から同年12月までの保険料が前納されており、これがA信託銀行の年金預金から納付されていることが表示されている(昭和50年1月から同年3月もA信託銀行の表示は無いものの前納されている。)

また、それ以降も申立期間直前の昭和58年度まで保険料が前納されており、台帳にはAのゴム印が押されている。これらについて、社会保険庁の通知文書を確認したところ、「Aの国民年金信託」(以下、「信託商品」という。)の存在が判明し、申立人はこの信託商品に加入していたと推認される。この信託商品の仕組みは、被保険者から合同指定金銭信託への金銭の預け入れを受け、その利益の一部をもって国民年金保険料の前納を行い、受益者たる被保険者の保険料納入の便を図るものとするを目的とするものであり、平成3年ごろまで存続していたが、その後は新規加入を受け付けていない。これらのことか

ら、申立人の国民年金加入手続の記憶には合理性が認められる。

しかし、前述の社会保険庁の通知文書にある「A国民年金信託制度要綱」によれば、「この取扱いは、被保険者からの申し出により、当行は申し出後の取扱いを中止するものとする。」とされている。このことから、申立人が、その夫の勤務先を介してA信託銀行へ、昭和59年4月10日をもって信託商品の取扱いを中止する申出を行い、その申出に基づいてA信託銀行が申立人の資格喪失届を提出したと推認される。なお、A信託銀行へ申立期間当時の証拠書類の保存について照会したが、保存期間満了のため廃棄されており、確認することはできなかった。

さらに、申立人の所持している年金手帳にも資格喪失の記載がある。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年10月まで

私は昭和46年3月の結婚後、すぐに住所地のA市B区役所に夫婦で行き、夫が厚生年金保険に加入していたので、私だけが国民年金加入手続を行い任意加入した。その後の私の国民年金保険料は、夫が納付書でB区役所の窓口か銀行で1か月400円から500円ぐらいを3か月ごとに納付していた。その後、47年11月にC市へ転居したが、これに伴う私の国民年金手続も、夫が私の国民年金手帳をC市役所へ持って行き、行ってくれた。私は申立期間の国民年金保険料の納付についての詳細は知らず、加入手続時にB区役所でもらった国民年金手帳も無いが、申立期間の保険料は夫が納付しているので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年11月ごろにC市を管轄するD社会保険事務所で払い出され、47年11月29日を資格取得日として任意加入となっている上、申立人の転居先であるC市とD社会保険事務所の管轄区域、及び申立人がC市へ転居した時期である昭和47年11月と国民年金手帳記号番号払出時期がそれぞれ一致することから、申立人は同年11月にC市役所で加入手続を行ったと推認され、申立人が46年3月にA市B区役所で加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人は、「保険料納付について夫が行っていた。」と述べており、納付に関与していないことから、納付を行ったとする申立人の夫に当時の納付状況を聴取したところ、申立内容のとおり、申立期間の保険料を納付書で3か月分ずつB区役所の窓口か銀行で納付したと説明しているが、A市では申立期間当時の保険料納付は印紙検認方式であったことから、納付書で納付したとす

る夫の証言は認め難い。

さらに、申立人は昭和 47 年 11 月 29 日を資格取得日として国民年金へ任意加入しており、制度上、任意加入者は資格取得日をさかのぼって加入することはできないことから、申立人の夫も申立人の保険料納付をこの月から開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から40年4月まで

私は申立期間当時、厚生年金保険を適用していない会社で働いていたため、母親が、A区役所から自宅へ勧誘に来た国民年金推進員に加入手続を行ってくれた。母親から聞いて記憶しているところによれば、私は母親に生活費を毎月渡していたので、その中から推進員へ保険料を納付していたとのことである。働いていた会社が昭和40年5月から厚生年金保険を適用することとなったので、私は厚生年金保険被保険者となったものの、申立期間については母親が国民年金保険料を納付していたため、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続や保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時のこれらの状況は全く不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和39年1月30日であり、資格取得日は38年9月1日で強制加入となっている。申立人の所持する39年2月22日発行の国民年金手帳を見ると、申立期間が含まれる昭和38年度から40年度までの印紙検認記録のページと印紙貼付欄のページはすべて白紙で残っていることから、申立人の母親が国民年金推進員へ国民年金保険料を現年度納付していたとは認め難い。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで

私は、昭和40年4月に婚姻した時から夫婦共々国民年金に加入し、それ以降は私が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間中はA郡B町とC市に居住していたが、その後、48年にD市へ転居して市役所で国民年金に関する手続をした際、職員から「これできれいになりましたので、安心してください。」という趣旨の説明を受け、自分の保険料はきちんと納付済みであると思った記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月の婚姻時に申立人の元夫と共に国民年金に加入したと述べているものの、申立人及びその元夫の国民年金加入手続やA郡B町及びC市それぞれでの保険料の納付方法、納付時期等についての記憶がほとんど無く、申立期間を通しての納付状況等が不明である。

また、申立人の元夫は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することはできず、申立人の元夫も申立期間は未納である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、昭和41年3月に申立人及びその元夫に対して夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、この番号は職権により処理日は不明であるが取り消されており、この番号による納付記録も無い。

加えて、この国民年金手帳記号番号による納付があったことをうかがわせる事情は見当たらない上、この取り消された番号及び現在の国民年金手帳記号番号以外の国民年金手帳記号番号が申立人へ払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、社会保険庁の記録と申立人及びその元夫が昭和 48 年 5 月に転居した D 市が保管している国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその元夫の資格取得日は同年 4 月 1 日であり、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日も同日と記録されていることから、申立人は、申立期間について国民年金に加入していないこととなる。このことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは認め難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は申立期間当時自営していたが、営業上必要だったため、私の住民登録のみを昭和60年3月から63年5月まで家族の住むA市からB市へ移していた。申立期間の前後については元妻が私の国民年金保険料を納付していた。しかし、私の住民登録がB市になっていた申立期間については、元妻は自分の保険料は納付していたようだが、私の保険料は滞納していた。

昭和63年3月ごろに、事業資金を借りるためC県信用保証協会に信用保証を申し込んだ。しかし、1か月ほど後に連絡があり、B市の過去2年度分の軽自動車税等が滞納となっているので保証に応じられないとのことだった。このため、B市役所へ行き、あちらこちらの窓口で納付書を作成してもらい、同市役所の会計窓口でまとめて納付した。納付した金額は30万円ぐらいだった。納付した項目について軽自動車税は含まれていたが、その他の項目やそれぞれの納付金額については記憶が無い。

しかし、これらの納付を市役所で行った際、市役所は私のすべての滞納について調べているはずであり、納付した金額の中に国民年金保険料も含まれているはずである。このため、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月から同年4月ごろにかけて、滞納となっていた軽自動車税等と共に申立期間の国民年金保険料について、合わせて約30万円を納付したはずであると主張しているが、納付した項目やそれぞれの納付金額についての記憶は極めて曖昧であり、これらを検証することができない。このほ

かに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間前後の保険料は納付済みとなっているが、これについて申立人はその元妻が納付していたと説明しており、申立人は保険料納付に関与していない上、申立人も申立期間の保険料納付について期限内に納付しておらず滞納していたことを自認している。これらのことから考えると、申立人は申立期間において国民年金に対して消極的であったと推測される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私は母親から平成4年2月ごろに「今からあなたの国民年金の加入手続きに行くから、年金手帳を出すように。」と言われたため、母親に年金手帳を手渡した。母親がA市B区役所へ行き、私の国民年金加入手続きを行った当日に手渡したので、間違いなく私の国民年金保険料は納付しているはずである。納付したことを示す領収書は紛失してしまったものの、両親の平成4年3月分の保険料は私の保険料と同日に納付しているはずなので、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親は、申立人の母親が平成4年2月ごろに申立人から年金手帳を預かり、A市B区役所で申立人の国民年金加入手続きをしたと主張している。

しかし、申立人が所持する制度共通の年金手帳には、申立人が申立期間前に勤務していた事業所において割り当てられた厚生年金保険被保険者番号のみが記載されており、国民年金手帳記号番号等の記録は無く、申立人が申立期間当時に国民年金へ加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、このことは、申立期間について平成10年8月5日に申立人の厚生年金保険加入資格喪失（平成4年2月1日）及び加入資格取得（平成4年4月1日）に合わせて、国民年金の資格取得及び喪失がさかのぼって追加処理されている社会保険庁の記録とも符合する。

さらに、この追加された時点（平成10年8月5日）を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記
号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から同年10月1日まで

昭和25年10月1日から26年7月1日までの期間は厚生年金保険被保険者として加入になっているが、25年4月から厚生年金保険料を給料から天引きされていた。事実確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年9月12日であり、申立期間のうち同年4月から同年9月11日までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B健康保険組合が保管している被保険者台帳に申立人の資格取得日が昭和25年12月1日と記載されている一方で、社会保険庁の被保険者台帳には、申立人の資格取得日が「25 10. 1」とも「25 12. 1」とも読める記載がなされていることから、社会保険庁における事務処理において資格取得日の転記誤りがあったものと考えるのが相当である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年10月31日まで
② 昭和33年6月1日から同年12月30日まで
③ 昭和37年6月10日から同年12月15日まで

私が、A社、B社及びC社に勤務していたことは間違いなく、保険料も給与から天引きされていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の勤務実態に関する申立人の具体的な申立内容から判断して、申立人は、申立期間にD社の下請けのA社で働いていたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は既に亡くなっており、申立人側及びA社側にも申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年3月1日からであり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、現存するD社には、昭和23年以降の採用簿及び19年以降の厚生年金保険加入台帳が残っており、A社の事業主は、当該厚生年金保険加入台帳に名前が記載されており、D社の被保険者として厚生年金保険にも加入していたことが確認できるが、同台帳に申立人の名前は無く、D社での厚生年金保険の加入記録はない。

加えて、当時のD社の社員は、「当時は、D社の社員でも、なかなか厚生年金保険に加入させてくれなかった。下請けの従業員に加入記録があるとすれば、

大学出の下請け事業主を特別に加入させたのではないか。」と証言している。

申立期間②については、申立人が勤務していたと主張しているB社は、所在地を管轄する法務局には、事業所の商業・法人登記の記録が無い上、社会保険事務所にも、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B社の事業主及び事務担当者については、申立人が名前を覚えていないため、証言を得ることができない。

申立期間③については、社会保険庁の記録によると、C社は、昭和35年2月1日に厚生年金保険の新規適用になった後、37年2月1日に全喪し、その後、38年8月1日に再度、新規適用になっていることから、申立期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和37年2月1日の全喪時に厚生年金保険に加入していた同僚3名については、1名は亡くなっており、残りの2名については、連絡が取れないため証言が得られない。

さらに、C社は既に解散し、事業主も既に亡くなっており、当時、保険事務を担当していたと思われる同僚とも連絡が取れないため、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月から 34 年 5 月まで
② 昭和 34 年 5 月から 35 年 2 月 1 日まで

昭和 31 年 8 月から 34 年 5 月まで A 社 B 出張所でダムの建設工事に従事し、同年 5 月から 35 年 1 月までは同社 C 出張所でトンネル工事に従事した。健康保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人の上司の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、現存している A 社 D 支店から提出された同社の厚生年金保険記録簿により、申立人が C 出張所から D 支店に転勤した昭和 35 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同社を退職した 37 年 1 月 20 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社 D 支店の現在の労務担当者は、「当時は、本社採用職員と現場採用の一般作業員の区分があり、期間を限定して雇用していた一般作業員については、健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立人が上司として名前を挙げたうちの一人で、当時、B 出張所及び C 出張所において事務責任者であった者は、「申立人のことは覚えている。申立人は正社員の補助的な仕事をしていたので、厚生年金保険には入っていなかったと思う。」と証言している。

加えて、申立人が、当時の上司及び同僚として名前を挙げた 12 人のうち、管理・監督者とみられる 6 人については厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きるが、残る6人については被保険者記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月から同年 11 月まで
② 昭和 29 年 1 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に年金記録照会をしたところ、A社及びB社で働いていた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社及びB社で働いていたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる関連資料等はない上、申立人は、保険料控除に関する具体的な記憶や申立てに係るA社及びB社の事業主及び同僚に関する記憶もない。

申立期間①については、申立人は、昭和 28 年 1 月から同年 11 月までの期間A社に勤務したと主張するが、当該期間中に、B社に勤務していたことを示すB社保管の社会保険台帳が存在する。

また、A社には、当時の資料等は保存されておらず、当時を知る者もないため、申立人の同社での在籍、保険料控除の有無について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の名前は無く、同名簿の健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、B社に保管されている社会保険台帳には、申立人が昭和 28 年 6 月 6 日に入社、同年 6 月 30 日に退職及び社会保険未加入の記録が確認できる。

また、B社には、上記の社会保険台帳以外に当時の資料等は保存されておらず、同僚等の証言も得られないため、申立ての事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から35年3月1日まで
当時、給料は現金支給であり、給与明細書等証明できるものは何も残っていないが、昭和29年7月1日から35年3月1日までA社に在籍して、社会保険料も支払っていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が、当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年3月1日からであり、同年2月28日以前の申立期間の一部については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係るA社の被保険者名簿の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が、同種の仕事をしていたと証言する同僚の名前も、被保険者名簿に記載が無い上、別の同僚が、「本社採用で月給制の者は厚生年金保険に入っていたが、出張所採用で日給制の者は、臨時扱いであったため加入していなかった。」と証言していることも踏まえると、同社においては、すべての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から25年8月1日まで
昭和20年10月ごろから26年2月までA社で溶接工の見習いをしていたが、社会保険庁の記録では25年8月1日に資格取得したことになっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、厚生年金保険被保険者台帳、同索引票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人のA社における資格取得日が昭和25年8月1日と記載されている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社の後継組織とみられるB社によれば、「厚生年金保険に係る資料は無く、事務員名簿に申立人の名前は無い。」との回答で、申立人の在籍記録及び厚生年金保険加入記録は確認できない。

加えて、申立人が自分より先に勤務していたと記憶している同僚C氏は、昭和21年5月1日から厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、同人は、「自身や申立人が、いつから申立事業所に勤務していたか記憶が無い。」旨証言しており、申立人の勤務期間が確認できない上、21年5月1日から23年7月1日まで厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「申立人に関する記憶が無い。」旨証言している。

なお、申立人は、D社はA社の親会社であると主張しているところ、D社は社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われて

おらず、法人登記簿も確認できないが、同社と名称の類似したE社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前も無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同製作所は昭和28年9月26日に全喪しており、事実関係を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 20 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 42 年 10 月 10 日まで

私は、A社で鉄工業の下請けの仕事をしていた。また、衣料品販売会社のB社にも勤務していた。社会保険事務所から事業所が見当たらないと回答されたが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、A社は法人登記簿及び商工会議所等の記録にも名前は無く、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていない。

申立期間②について、申立人の雇用保険記録によれば、事業所は不明なものの、「昭和 37 年 12 月 15 日取得、41 年 8 月 15 日離職」となっている記録があり、申立内容から判断すると、この記録はB社のものである可能性が高い上、管轄の商工会議所からの回答によれば、B社が個人事業として存在していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていない。

さらに、申立人は、A社及びB社の社長の名前は記憶があるものの、年齢等不明である上、両社の同僚の記憶も無く、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月20日から45年10月20日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間を調べたところ、申立期間については被保険者記録が無い旨の回答があった。

しかし、この期間は、A社においてフルタイムで働いており、厚生年金保険の記録が無いことには納得できない。保険料の控除を証明できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び慰安旅行の記念写真から判断して、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の夫は昭和40年6月5日から45年5月1日まではA社に、45年5月1日から47年7月28日まではB社に勤務しており、申立人はC社に勤務する46年5月25日まで、夫の被扶養者となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の昭和39年11月25日から45年12月1日(健康保険整理番号D番からE番)までの健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人には、申立期間中の雇用保険の被保険者記録が無い。

加えて、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関係資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 12 月まで

私は、A社に2回勤務したが、2回目に勤務した昭和36年10月から37年12月までの厚生年金保険の加入記録が無い。

A社を昭和36年8月に一度退職し、同年9月まで喫茶店で働いた後、同年10月から再びA社に入社した。仕事内容も給料も1回目と同じであり、厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社寮友会幹事が、申立人に係る再就業証明書を提出していること等から、申立人が申立期間中、同社に再就業したことについては推認できる。

しかし、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所に保管されている、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は既に全喪していることから、申立期間当時の関連資料等を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から32年1月1日まで

私は、昭和31年4月から32年8月までA社に勤務していたが、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、31年4月から32年1月1日までは厚生年金保険に加入していないことが分かった。

私は、昭和31年4月からA社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の昭和31年4月から32年1月1日までの厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社の同僚から証言を得ることができない上、同社は申立期間当時の関連資料等を保管しておらず、「当時のことは不明である。」と回答しており、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 26 日から 47 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の期間照会を行ったところ、A社での厚生年金保険記録が昭和 44 年 2 月 7 日資格取得、同年 12 月 26 日資格喪失となっていた。

私は、A社に3年半程度勤務しており、給与明細書に厚生年金保険料の控除の記載があった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険の適用開始時期は昭和 44 年 2 月 7 日、全喪時期は同年 12 月 26 日であり、申立期間当時は適用事業所ではない上、申立人をはじめ、同社の事業主及び同僚の厚生年金保険の加入記録と同社の厚生年金保険の適用期間は、一致していることが確認できる。

また、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 31 日から 49 年 1 月 24 日まで
昭和 42 年 10 月に A 社を辞めて、11 月から B 社に入社した。当時、給料は現金支給で、給与明細書等証明できるものは残っていないが、給与から社会保険料も控除されていた。健康保険証については、風邪を引いて病院にかかったくらいで病院名は覚えていない。49 年 1 月に C 社に入社するまで継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における、申立人の就業場所である C 社の従業員が、「申立人は B 社に在籍し、C 社の工場と一緒に勤務していた。」旨の証言をしていることから、申立人が申立期間に継続して B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、B 社に一部保存されている関連資料には申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人について、B 社における雇用保険の加入記録はない。

加えて、B 社が加入している健康保険組合は申立期間当時の資料の保存は無いとしており、申立人について、同組合における健康保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 28 日まで

私は、申立期間につき、A社にて住み込みで勤務した。厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の配偶者は正確な期間は不明としながらも、申立人が住み込みにて勤務していたことを覚えている旨証言しており、同社において申立人が勤務していたものと推認できる。

しかし、A社事業主は申立期間当時、従業員から厚生年金保険料の控除を行っていなかった旨の回答をしている。

また、社会保険庁の記録上、A社は申立期間以後の平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 11 月まで

私は、昭和 33 年 9 月に自動車学校の指導員として A 社に入社し、昭和 35 年の道路交通法施行により、指導員に検定員資格等が要求されることとなったので退職したが、34 年 12 月にボーナスをもらうまでの間在籍していた。給与から厚生年金保険料が天引きされていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が、申立人の記憶どおりの所在地に存在すること及び社会保険事務所が保管する同社の新規適用時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人が申立期間当時一緒に勤務したと記憶する上司の名前が確認できることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間当時の A 社の役員は、「申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険に加入していなかったにもかかわらず、保険料を給与から控除するはずがない。」旨証言している。

さらに、社会保険庁の記録上、A 社は申立期間以後である昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成 3 年 3 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までの契約で入社したが、平成 3 年 9 月 1 日以降の厚生年金保険の記録が無いので、当該期間につき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とA社の契約書によると契約期間は平成 3 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までとなっている。

また、雇用保険記録によると、申立人はA社を平成 3 年 8 月 31 日に離職しており、申立人は申立期間に同社に在籍していなかったことが認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 2 月まで

私は、申立期間についてはA社において社員契約のドライバーとして勤務していた。厚生年金保険料等の控除については記憶が無く、給与明細書等も残っていないが、同社で勤務していたのは事実であり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主及び同僚が、申立人が同社において勤務していた旨の証言をしていることと、申立人が同社の創立7周年記念祝賀会の写真を保管していることから、申立人が申立期間の一部について同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社の当時の事業主は、「入社時、厚生年金保険に加入するか、しないか従業員に対して確認をしていた。」旨証言している上、当時の同僚もこれを裏付ける証言をしている。

さらに、A社は全喪しており、同社の厚生年金保険の資格取得及び喪失手続を行っていた労働保険事務組合事務所担当者は「資料は全て破棄しており確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得等の事実は確認ができない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間にA社において勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びA社に勤務していた期間（昭和45年7月21日から50年3月20日まで）について、雇用保険の記録が存在し、申立人が同社で勤務していたものと確認できる。

しかし、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務手続に不自然な状況は見られない。

さらに、申立期間当時においてA社のおおむねの同僚等は採用の数か月後に厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 19 日から 56 年 8 月 22 日まで

私は、申立期間においてA社で運転手として勤務していた。当時の雇用保険被保険者証があるので、雇用保険記録のある期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社は、申立期間当時の記録は無いとしながら、「申立人は非正規従業員扱いであったため、厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っておらず、給与からの厚生年金保険料の控除も無かった。」としている。

さらに、A社は厚生年金基金の加入事業所であるが、申立人の同社における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月1日から25年7月11日まで
② 昭和25年9月1日から同年10月25日まで
③ 昭和26年11月4日から28年1月11日まで
④ 昭和28年2月5日から同年2月25日まで
⑤ 昭和28年4月2日から30年4月8日まで

年金の裁定手続をした時に、脱退手当金を受給している期間があることを知った。私は、脱退手当金を受給していないので、この期間について年金として支払ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から18日後の昭和30年4月26日に支給決定されているほか、被保険者台帳に給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人と同時期に退職し、申立期間⑤に係る事業所までの厚生年金保険被保険者期間しか無く、脱退手当金の受給記録が存する女性が、「会社が脱退手当金の手続をすべてしてくれた。」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から31年3月19日まで
厚生年金保険の裁定請求時に、初めて脱退手当金を受給していることを知った。当時は納得したものの、受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から12日後の昭和31年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 20 日から同年 10 月 1 日まで

A社を退職した時は確かに脱退手当金を受給した。その後、結婚してB社に入社し、出産のために退職したが、その時は脱退手当金を受け取っていない。最近になって年金の大切さを知り期間照会したところ、B社での期間が脱退手当金支給済みになっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがうない。

さらに、申立期間とそれ以前の期間に係る被保険者番号が別番号であったところ、申立期間に係る被保険者名簿において、昭和 45 年 7 月 30 日に重複取消の手续がとられたことが記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 8 月 21 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消が行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 10 日から 34 年 12 月 31 日まで
② 昭和 35 年 1 月 6 日から 37 年 10 月 1 日まで

A社を結婚退職したときに、事務員のBさんから厚生年金保険の書類を受け取り、「60歳になったら、国民年金と合算して受け取ることができる。」と聞いて、母親に預けて実家を出た。書類はそのまま行方が分からなくなった。平成15年に社会保険事務所で記録を確認したら、C社及びA社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金については申請したことも、もらったことも記憶に無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和38年2月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の事務員のBさんは、脱退手当金に関する記憶が無い旨の証言で、当時の状況を確認できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 23 日から同年 10 月 6 日まで
② 昭和 29 年 10 月 6 日から 30 年 10 月 21 日まで
③ 昭和 30 年 10 月 24 日から 33 年 7 月 13 日まで

私は、中学を卒業して集団就職した。当時は厚生年金保険のことも知らずにいて、退職時にも説明があったかどうか記憶に無い。しかし、脱退手当金の請求書を書いたり、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、資格喪失後7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一の者も認められることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和33年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 26 日から 39 年 12 月 26 日まで
② 昭和 40 年 1 月 21 日から 43 年 3 月 30 日まで

私は、60歳になる前に、厚生年金保険加入期間を確認するために社会保険事務所に行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを教えられた。

脱退手当金が支給されたとされる当時、私は脱退手当金制度を知らなかった。私自身が知らないうちに請求手続が行われていたことには納得がいかない。

また、退職後も職業安定所を通じて、すぐに就職しており、厚生年金保険から脱退する理由は無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和43年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立ての事業所において、申立人の健康保険整理番号の前後39人のうち、申立人を除く、脱退手当金の受給資格のある被保険者22人について、厚生年金保険被保険者原票の「脱」の表示と脱退手当金の支給記録を確認したところ、「脱」の表示がある4人は、いずれも脱退手当金の支給記録があり、「脱」の表示と脱退手当金の支給記録は符合している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 2 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 32 年 8 月 27 日から 37 年 10 月 30 日まで

私は昭和 32 年 4 月 2 日から 37 年 10 月 30 日までの期間、厚生年金保険脱退手当金を受給したことになるが、そのことを知ったのは、年金の裁定請求をした平成 14 年だった。

私は 15 歳で A 社に集団就職し、B 社を経て結婚退職したが、嫁ぎ先は織物業を営んでおり、自分も毎日働いていた。当時は嫁が工作中勝手に外出することなどは許されず、脱退手当金の手続をした覚えも、受け取りにいった覚えも無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した複数の被保険者期間すべてがその計算の基礎とされ、支給額に計算上の誤りは無く、かつ、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月18日から37年1月1日まで
② 昭和38年7月21日から42年9月30日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における昭和32年4月1日から34年8月1日までの期間、並びに申立期間①及び②については既に脱退手当金が支給されており、被保険者期間に算入されないとの回答があった。

私は、A社での期間について脱退手当金を受給したことは承知しているが、申立期間①及び②について受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

また、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、脱退手当金裁定請求書を昭和42年11月6日に受理、同年11月24日に支給決定し、支払を行ったことが確認でき、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 21 日から 49 年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 12 月 21 日から 50 年 4 月 5 日まで

私は、脱退手当金の支給申請をしたこともないし、お金も受け取っていないので、申立期間につき、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する記載がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から29年6月22日まで

私は、昭和29年6月22日にA社を退社したが、脱退一時金は、受け取ったことも、受給手続を行ったことも記憶が無い。それにもかかわらず、申立期間が脱退手当金の支払期間とされているのは納得できない。

申立期間につき、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には脱退手当金の支給実績に係る記載があり、申立人の厚生年金保険資格喪失日と同日に資格を喪失した者6人のうち3人について資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 1 日から 31 年 3 月 4 日まで
② 昭和 31 年 3 月 5 日から同年 12 月 2 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 26 日から 37 年 8 月 29 日まで
④ 昭和 37 年 10 月 27 日から 41 年 12 月 27 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認した結果、申立期間については脱退手当金の支払記録があるとの回答であった。しかし、私は脱退手当金をもらった覚えが無く、当該期間について年金が受給できるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間④に勤務していたA社事業所において昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までに被保険者資格を取得した者 185 人（申立人を含む）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格者 31 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 24 人が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、A社は、申立期間当時、従業員に代わって脱退手当金の請求手続及び代理受給を行っていたようであるとの回答をしており、かつ、複数の同僚が、脱退手当金の請求手続を同社に行ってもらった旨証言していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたことがうかがえる。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 5 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 11 日から 44 年 10 月 26 日まで
② 昭和 44 年 11 月 22 日から 45 年 1 月 9 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 45 年 12 月 14 日から 46 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 3 月 5 日から同年 11 月 21 日まで

私は、A社とB社で働き、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所で調べてもらったところ、脱退手当金を支給されたことになっていることが分かった。私は脱退手当金の支給を受けた記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書にはB社のゴム印の記載があり、申立てに係る脱退手当金は同社により代理請求がなされたことがうかがえる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人と同じくB社に勤務していた申立人の夫は、社会保険事務所の記録上、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和47年10月1日に喪失していることが確認でき、一方、申立人の脱退手当金は、同年12月6日に支給決定がなされていることから、同社が、申立人の夫の被保険者資格喪失手続と併せて申立人の脱退手当金の裁定請求手続を行ったものとみられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 12 月 21 日まで
私は、A社に係る脱退手当金は受給したが、B社を退職した際は手続した記憶も無く、加入期間が1年間くらいだったため、受給できないはずなので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月1日から48年7月20日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶がある。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間と上記の申立人が受給した記憶のある期間を合わせた期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給日は資格喪失日から約3か月後であることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人はA社退職時に脱退手当金を受給したと証言しているが、同社が加入する企業年金基金の記録によると、申立人は同社に係る厚生年金保険及び企業年金基金を退職時に脱退していないこととなっている。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。